

傷病休業保険金請求に係る注意点について

(1) 保険金をお支払いする場合

- ① 会員が会員在籍中に傷病を原因として一定期間以上連続して休業した場合が支払対象となります。
- ② 業務上、業務外を問わず、医師により傷病名を診断された場合が該当します。
- ③ 支払事由の確定日は、連続休業14日目・30日目・60日目・90日目・120日目です。ただし、入会日より前から休業している場合は支払対象外です。

※ ① ～ ③の要件すべてに該当したときに、保険金をお支払いします。

(2) 傷病休業保険金を請求する際に必要な書類(添付書類)

① 業務上の傷病

- ・ 医師の診断書(写)及び出勤簿(写)
- ・ 労働者災害保険休業(補償)給付支給申請書(写)
- ・ 労働者災害法定外補償保険(傷害保険)の保険金支給申請書(写)
- ・ 生命保険会社等に提出した保険金請求書・診断書(写) 等

② 業務外の傷病

- ・ 医師の診断書(写)及び出勤簿(写)

※ 出勤簿のない場合、医師の診断書は必須

医師の診断書(必須)があれば

- ・ 休業期間は休業証明で可
- ・ 入院期間のみの請求であるときは、入院期間記載の領収書(写)
- ・ 入院前後に休業期間があるときは、その事実を証明できる書類を提出
(外来通院領収書は不可)
- ・ 医師の診断書に代わる書類(傷病名・休業期間の記載・医師の署名があるもの)
- ・ 健康保険傷病手当金支給申請書(写)
- ・ 生命保険会社等に提出した保険金請求書・診断書(写)
- ・ 入院期間のみの請求の場合(傷病名・入院予定期間・退院日の記載に医師の署名)
入院診療計画書及び退院療養計画書(写)
- ・ 退院後に自宅療養がある場合(傷病名・入院予定期間・退院日の記載に医師の署名)
入院診療計画書及び退院療養計画書(写)と休業証明書

傷病休業保険金【Q&A】

Q 1. 体調不良で会社を休んでいました。良くならないので3日後に病院を受診し、入院するように言われ2週間入院しました。退院後は1週間の自宅療養の後復職しました。傷病休業保険金は請求できますか。

A 1. ご請求できます。

ただし、会社を休んでから3日後に病院を受診されたとありますので、ご請求いただける期間は、病院を受診し、傷病名が確定した日から自宅療養を終了した日までとなります。

【添付書類】

- ・ 医師の診断書(写)・出勤簿(写)
医師の診断書に入院後の自宅療養期間の記載があれば、その期間の証明は不要
- ・ 健康保険傷病手当金申請書(写) 等

Q 2. 病気の治療で入院や通院を繰り返して長期間休業している場合、どのタイミングで請求すればよいですか。

A 2. 休業期間が120日を超えた時点で請求してください。

Q 3. 休業期間に有給休暇分を含めてよいでしょうか。

A 3. 傷病を原因とした休暇であれば、有給休暇も休業期間に含めて下さい。

Q 4. 交通事故により長期間休業している従業員がいますが、連続して14日以上 of 休業がありません。この場合には傷病休業保険金の対象になりませんか。

A 4. 連続して14日以上 of 休業がなければ傷病休業保険金の対象とはなりません。なお、後遺障害が残った場合には、後遺障害保険金の対象となる場合があります。

Q 5. 骨折で入院中に心臓疾患が見つかり、一旦退院後に心臓疾患の治療で休業した場合のカウント方法を教えてください。

A 5. 骨折治療終了後(退院後)、新たに心臓疾患による休業のカウントをしてください。